

福祉医療制度の見直しについて（案）

1 見直し内容

(1) 乳幼児等の拡大について

内容： 小学3年生までの対象を、小学6年生の入院・通院まで拡大する。

理由： 長野市次世代育成支援行動計画（ながの子ども未来プラン）では、対象年齢の目標を小学6年生まで、としている。少子化対策、子育て支援が喫緊の課題であることや、県内他市と比較し対象年齢が低いこと等から、早急に拡大する必要がある。なお、所得制限については現状どおりとする。

現行		拡大後
		対象者数
小6 ↑ 小4		11,300人
小3 ↓ 小1	対象者数 10,600人	10,600人
就学前 ↓ 0才	20,300人	20,300人
給付額 計 (通年ベース)	4億4,300万円	5億9,100万円

(2) 精神障害者（2級手帳所持者）の拡大について

内容： 通院における給付対象を「自立支援医療（精神科）のみ」としていたものを「外来全般」まで拡大する。また、本人の所得制限についても「所得税非課税」から「特別障害者手当準拠」に拡大する。

理由： 精神障害者（2級手帳所持者）については、他の障害区分（身体、知的）と比較し、通院の給付対象範囲に違いがあることから、これを解消する必要がある。併せて、所得制限についても受給資格に差が生じないように1級と同じとしたい。

現行		拡大後
		対象者数
2級	対象者数 約70人 (自立支援医療のみ) 所得制限 本人：所得税非課税	約500人 (外来全般 可) 所得制限 本人：特別障害者手当準拠
1級	約470人 (外来全般 可)	約470人 (外来全般 可)
給付額 計 (通年ベース)	2,000万円	3,700万円

(3) 入院時食事療養標準負担額（食事代）の給付廃止について

内容：乳幼児等における入院時食事療養標準負担額（食事代）の給付を廃止する。

理由：平成15年度に県補助が廃止されて以来、経過措置的に市単独事業で実施しているものである。現在の状況を見ると、県内市町村の8割は給付を実施していないこと、食事給付額は入院における給付額と比較してきわめて少額であること、などを総合的に判断し、今回の対象年齢の拡大に併せ廃止することはやむを得ないものとする。

(参考 給付の状況)

年 度	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
食事給付額(A)	3,246千円	2,902千円	2,615千円
対象人数(B)	1,350人	1,402人	1,259人
1人当り給付額 A/B	2,404円	2,070円	2,077円
入院給付額(C)	40,051千円	53,822千円	49,332千円
対象人数(D)	959人	1,221人	1,123人
1人当り給付額 D/C	41,000円	44,000円	43,000円
平均入院日数	6.5日	6.2日	6.3日

1,000円未満切捨て

(参考 県内市町村、中核市の状況)

	補助なし	補助あり	左の内全額補助	半額補助	1/4補助
県内19市	11市	8市	岡谷 茅野 諏訪	長野 松本 須坂 中野	小諸
県内58町村	50町村	8町村	5町村	3町村	
41中核市	31市	10市	8市	長野 和歌山	

(4) 実施時期について

上記の拡大及び廃止は、いずれも平成24年10月実施を予定したい。

2 受給者負担金（500円）について

「受給者負担金については、福祉医療制度を取り巻く状況の変化を鑑み、将来にわたり持続可能な制度として県民福祉の向上に寄与するために、受給者の負担金について、無理のない範囲の額として、1レセプトあたり500円に引き上げることとする。
なお、実施時期については、平成21年10月からとする。」

平成21年1月 長野県福祉医療費給付事業検討会報告書より

上記を受け長野市としては、平成22年4月から500円に引き上げた経過があり、県内19市は統一した取扱いとなっていることから、引き続き本報告を尊重し500円で継続したい。